

豊中市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置趣旨)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)が、本市の区域において行う障害を理由とする差別に関する相談対応及び当該相談に係る事例をふまえた障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、関係機関等により構成される豊中市障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる組織で構成する。

- (1)代表者会議
- (2)実務者会議
- (3)相談事例部会

(会長)

第3条 代表者会議に協議会の会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が予め指名する者が事務を代行する。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、協議会を構成する関係機関等(以下、「構成機関」という。)のうち、別表第1に掲げる構成機関の代表で組織する。また、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1)基本的な運営方針の検討
 - (2)障害を理由とする差別に関する相談体制の整備(構成機関の活動状況の共有を含む)
 - (3)構成機関が対応した相談事例の共有と進行管理
 - (4)地域における障害を理由とする差別の実態や障害を理由とする差別の解消に資する取組みの共有・分析
 - (5)大阪府や専門機関との連携による構成機関における紛争解決の後押し
 - (6)障害を理由とする差別の解消に資する取組みの周知及び発信や、障害特性理解のための研修及び啓発の企画
 - (7)前各号に掲げるもののほか、必要と認めること
- 2 前項各号に掲げる事項について、専門的見地からの助言や専門知識の提供を求めため、代表者会議において次に掲げる事項を行うことができる。

- (1)アドバイザーの設置

(2)別表第2に掲げる構成機関に属する者に対して意見若しくは説明を求め、または代表者会議への出席を求めること

3 第1項各号に掲げる事項について、民間事業者との情報共有を図るため、オブザーバーを設置することができる。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、別表第1及び別表第2に掲げる構成機関の代表で組織する。また、第1条の目的を達成するため、前条各号に準ずる事項の協議及び情報共有等を行う。

(相談事例部会)

第6条 相談事例部会は、別表第1に掲げる構成機関の代表のうち、個別事例に直接関わりを有する者や今後関わりを有する者により構成し、当該事例に関わる複数の構成機関が、当該事例を共有することにより総合的に状況を把握し、それぞれの職責において紛争の防止や解決を図ることで、全体として、より効果的かつ円滑な対応を図るものとする。

2 相談事例部会は、相談事例件数が2ないし3事例発生した時点で開催するものとする。ただし、対応に緊急を要する相談事例が生じた際は、このかぎりでない。

3 相談事例部会は、原則として要綱別表第1に掲げる構成機関の代表の3名以上(事務局を除く)をもって構成する。ただし、必要に応じて要綱別表第1及び別表第2に掲げる構成機関の代表、相談事例に関わりがある者の出席を認めるものとする。

(構成機関以外の者の出席等)

第7条 会長又は事務局は、必要があると認めるときは、構成機関以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 各会議の庶務は、豊中市福祉部障害福祉課において処理する。

(公表)

第9条 協議会が組織されたときは、法第18条第5項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則(平成28年内閣府令第2号)の規定により、市役所前の公告場に協議会及び構成機関の名称を掲示すること等によりその旨を公表するものとする。

(傍聴)

第10条 各会議の傍聴は可とする。ただし実務者会議及び相談事例部会の傍聴に関しては、構成機関の代表に限るものとする。

(秘密の保持)

第11条 協議会の事務に従事する者、協議会の事務に従事していた者は、法第19条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(経費負担)

第12条 各会議に出席するために必要となる経費については、構成機関において負担する。ただし、代表者会議への出席において、法第17条第2項第2号及び本要綱第4条第2項第1号に規定する者については、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表第1

分類		組織名
関係機関 (豊中市)	医療及び保健	健康医療部 医療支援課
	福祉及び介護	こども未来部 およこ保健課
	教育	教育委員会事務局 児童生徒課
	その他	人権政策課
特定非営利 活動促進法 (平成10年 法律第7号) 第2条第2項 に規定する 特定非営利 活動法人そ の他の団体	障害者団体及 び家族会	豊中市身体障害者福祉会 国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊 中市民会議 豊中市発達障害者の家族の会(一步の会) 障害児者を守る豊中連絡協議会 豊中市精神障害者当事者会 HOTTO 豊中難病患者連絡会 豊中市身体不自由児者父母の会 豊中市手をつなぐ育成会 ピープルウォーク(自閉症・発達障害等支援の会) 豊中脳損傷家族会「アンダンテ」 豊中市精神障害者家族会ゆたか会
学識経験者	大学等	大学等の障害福祉の学識経験者
その他必要 と認める者	福祉及び介護	豊中市社会福祉協議会 豊中市障害者自立支援協議会 豊中市障害相談支援ネットワークえん
	事業者	公共交通機関等の民間事業者(オブザーバー参加)
	その他	人権擁護委員豊中地区協議会

別表第2

分類		組織名
関係機関 (豊中市)	医療及び保健	健康医療部 保健安全課 市立豊中病院 患者総合支援部 地域医療連携室 消防局 救急救命課
	福祉及び介護	福祉部 地域共生課 福祉部 福祉指導監査課 福祉部 福祉事務所 福祉部 長寿社会政策課 福祉部 長寿安心課 こども未来部 こども政策課
	その他	都市経営部 広報戦略課 市民協働部 くらし支援課 都市計画推進部 住宅課
関係機関(国及び大阪府)		池田公共職業安定所 大阪府立豊中支援学校 豊中警察署 豊中南警察署
その他必 要と認める 者	医療及び保健	豊中市医師会 豊中市歯科医師会 豊中市薬剤師会
	福祉及び介護	豊中市民生・児童委員協議会連合会 豊中市地域包括支援センター連絡協議会
	事業者	豊中商工会議所
	その他	とよなか人権文化まちづくり協会 とよなか男女共同参画推進財団 とよなか国際交流協会